

まずはじめに、この度、県が平成 19 年に厚生労働省滋賀労働局へ譲渡した旧大津土木事務所の敷地に同事務所の基礎杭が残っていたことにより、その撤去に係る費用等について損害賠償することが必要となりました。

損害賠償額には、本来県が負担すべき杭撤去費用以外に工事の中断により工期が延長したことに伴う増加費用も含まれておりまして、県民の皆様本来負担する必要のない経費のご負担をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

この事案につきましては、土地に関する履歴情報の管理方法や事務引継ぎの方法など県の組織としての土地情報の管理体制が不十分であったと認識しており、組織の長である知事として重く受け止め、平成 30 年 4 月分の給料月額を 10 分の 1 減じることとしたいと考えています。

今後は、二度とこのようなことが起こらないよう、県有地の引継ぎや譲渡手続き等を行う際に状況を把握、確認できるようにするため、土地の履歴情報を台帳に明記して管理することやチェックリストによる確認を厳に指示し、再発防止策を徹底してまいり所存でございます。

それでは、ただいま提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第 54 号の一般会計補正予算案につきましては、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で 124 億 5,950 万 1 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、県税は、個人県民税が 5 億 7,210 万円の増額となるほか、法人二税につきましても 56 億 1,100 万円の増額となるなど、総額 96 億 5,000 万円の増額となっております。

また、地方交付税は、決定状況を踏まえて増額するものであり、県債につきましては、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出についてでございますが、保育士人材確保のために貸し付ける修学資金に要する経費や道路の除雪作業に要する経費のほか、先ほど述べました

過去の県有財産の売却に係る損害賠償に要する経費を追加いたしますとともに、中小企業関係の貸付金をはじめ、人件費や一般行政経費などにつきまして、執行残等を精査するなど、所要の調整を行うこととしております。

このような歳入、歳出の調整を図った上で、財源調整的な基金である財政調整基金や、県債管理基金、福祉教育振興基金の取崩予定額について、合計で 109 億円圧縮することといたしております。こうした措置によりまして、後年度の財政負担や、当面する諸課題への対応に備えてまいりたいと考えております。

議第 55 号から 69 号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第 70 号は、介護保険法の一部改正により、介護保険施設として新たに介護医療院が創設されることから、条例を制定しようとするものでございます。

議第 71 号は、先ほどご説明申し上げたとおり、譲渡した土地に瑕疵があったことによる損害賠償の支払いについて、組織の長として事実を重く受け止め、私自身の給与の一部を減額するため、改正を行おうとするものです。

議第 72 号は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、改正を行おうとするものです。

議第 73 号は、医療法等の一部改正に伴い、改正を行おうとするものです。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 74 号は先ほどご説明申し上げたとおり、譲渡した土地に瑕疵があったことによる損害賠償の額を定めることについて、議第 75 号および 76 号についても、損害賠償の額を定めることについて、

議第 77 号から議第 79 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について、年度内の執行状況等に基づき、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものです。

次に、諮問案件でございますが、

諮第1号は、退職手当の支給制限処分につきまして、被処分者から処分の取消を求める審査請求が提出されましたので、裁決を行うにあたり、諮問を行おうとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。